

26. 鋼船規則H編における改正点の解説 (電気設備の周囲条件)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている鋼船規則H編中、電気設備の周囲条件に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年5月30日から適用されている。

2. 改正の背景

鋼船規則H編において、電気設備の適切な動作を確保すべき周囲条件のうち、傾斜角度にあっては、1982年に定められたIACS統一規則M46に準拠して規定されている。その後、当該統一規則においては、船舶の積付状態の実状を考慮の上、船の長さが100m

を超える船舶の電気設備の周囲条件について、当該船舶の前後方向の静的傾斜（縦傾斜）の角度に関し、緩和規定を追加している。

このため、IACS統一規則M46を参考に関連規則を改めた。

3. 改正の内容

電気設備の周囲条件のうち、船舶の前後方向の静的傾斜（縦傾斜） θ について、船の長さが100mを超える場合には次式とすることができる旨の緩和規定を追加した。

$$\theta = 500 / \text{船の長さ}$$

27. 鋼船規則H編及び関連検査要領における改正点の解説 (タンカーの貨物ポンプ室における通風装置)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている鋼船規則H編及び関連検査要領中、タンカーの貨物ポンプ室における通風装置に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年5月30日から適用されている。

2. 改正の背景

タンカーの貨物ポンプ室における通風装置の換気回数について、SOLAS条約においては毎時20回以上とすることが要求されている。一方、関連規格であるIEC60092-502においては、毎時30回以上とすることが推奨されている。

本会では、SOLAS条約における危険場所の分類に当該IEC規格の要件が採用されていること並びに液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に適用するIGC及びIBCコードにおいては同区画に対して毎時30回以上の換気が要求されていることから、タンカーに対しても毎時30回以上の換気を要求している。また、通風装置の電動機の配置については、SOLAS条約及び当該IEC規格に明確な規定はないが、安全性を考慮し、IGC及びIBCコードに規定されている外装型を要求している。

しかしながら、上記のようにSOLAS条約とIEC規

格の相違に伴い、IACS内で異なる取扱いとなっていることから、関連業界より統一的な取扱いとすることが求められている。このため、IACSにおいては、上記要件を含め、SOLAS条約と関連IEC規格の相違箇所に対する総合的な統一規則（UR）の作成作業を進めている。

このうち、貨物ポンプ室における通風装置に関する要件については、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船のような毒性ガスを含む液体をタンカーは積載しないことから、SOLAS条約に規定される毎時20回以上の換気とすること、通風装置の電動機を外装型としなくてもよいことが合意されている。

このため、タンカーの貨物ポンプ室における通風装置について関連業界から早急な対応が求められていることを考慮し、URの作成は完了していないものの通風装置の要件についてはIACS内で合意が得られていることから、タンカーの貨物ポンプ室における通風装置の要件を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 鋼船規則H編4.2.6-2.において、従来はタンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船のすべてに対して、貨物ポンプ室及び貨物圧縮機室の通風装置の電動機を通風用ダクトの外側に設